

京都市告示第536号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成30年1月12日

京都市長 門川大作

道路の種類                    市道  
 供用開始の期日            告示の日  
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延長	敷地の幅員
山科西野山 緯12号線	山科区西野山射庭ノ上町179番地の1地 先から 同町178番地の1地先まで	旧	メートル 56.70	メートル 1.00
		新	56.70	6.00
山科西野山 緯18号線	山科区西野山射庭ノ上町186番地の1地 先から 同町186番地の7地先まで	旧	25.80	3.00
		新	25.80	6.40 ~ 6.42
深草緯107号 線	伏見区深草大亀谷東寺町56番地の15地 先から 同町56番地地先まで	旧	28.70	4.05 ~ 5.05
		新	28.70	6.02 ~ 6.05
羽束師緯144 号線	伏見区羽束師古川町582番地の12地先内	旧	3.90	6.00
		新	3.90	6.00 ~ 11.40
羽束師17号 線	伏見区羽束師菱川町537番地の27地先か ら 同町544番地の1地先まで	旧	109.10	0.60 ~ 1.80
		新	109.10	6.01 ~ 6.51
羽束師22号 線	伏見区羽束師菱川町531番地の1地先か ら 同町532番地の1地先まで	旧	104.10	2.40 ~ 4.00
		新	112.30	6.70 ~ 12.00

羽束師32号 線	伏見区羽束師菱川町43番地の5地先か ら 同町40番地地先まで	旧	53.80	1.60
		新	53.80	1.87 ~ 1.88
羽束師37号 線	伏見区羽束師菱川町622番地の3地先か ら 同町622番地の4地先まで	旧	33.60	3.55
		新	33.60	6.73 ~ 6.75

(建設局土木管理部道路明示課)